役員の報酬等に関する規程

平成29年6月17日第3回改訂 社会福祉法人たんぽぽ

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんぽぽの役員の報酬等について定めるも のである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及 び第三者委員をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会(以下「理事会等」 という。)に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うこ とができる。

ただし、当法人等の職員を兼務する者は、出勤時間として取り扱う。

- 2. 何らかの理由により報酬等の受け取りを辞退する者に対しては、これを認める。
- 3. 交通費は、「出張旅費規程」により実費を支給する。

(役員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 2. 役員が理事会等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3. 監事が理事会等以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び 運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及 び交通費を支払うことができる。
- 4. 交通費は、「出張旅費規程」により実費を支給する。

(出張旅費)

- 第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費 等を支給することができる。
- 2. 旅費は、「出張旅費規程」により実費を支給する。
- 3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- この規程は、平成20年5月24日から施行する。
- この規程は、平成24年10月27日から施行する。
- この規程は、平成29年1月7日から施行する。
- この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表 1

	報酬(日当)	交通費
理事会等出席報酬 (半日)	3,000円	「出張旅費規程」の 「旅費基準表」による
役員業務報酬	5,000円	
監事監査指導報酬	5,000円	

別表 2

	報酬(日当)	宿泊費及び交通費
役員出張報酬(日帰り)	5,000円	「出張旅費規程」の
役員出張報酬(宿泊)	5,000円	「旅費基準表」による